

## 第2部

### 各 論

---

第1章 島しょ保健医療圏の保健医療体制の推進

第2章 健康危機管理体制の充実

島しょ保健医療圏 地域保健医療推進プラン指標一覧

## 第1章 島しょ保健医療圏の保健医療体制の推進

### 第1節 健康づくりと保健医療体制の推進

#### 1 生涯を通じた健康づくりの推進

##### (1) 糖尿病・メタボリックシンドロームの予防

###### 【現状と課題】

###### ◇ 糖尿病・メタボリックシンドローム

糖尿病は、初期には自覚症状が乏しく、未治療や治療中断が問題となっています。糖尿病になり血糖値が高い状態が持続すると、心筋梗塞や脳卒中のリスクが高まるほか、糖尿病性腎症による透析、糖尿病網膜症による失明、血管障害、末梢神経障害・壊疽など深刻な合併症につながるおそれがあります。

東京都における糖尿病有病者の割合は、平成29年から令和元年までのデータでは、40歳から74歳までの男性20.0%、女性5.7%、糖尿病予備群の割合は40歳から74歳までの男性14.1%、女性17.7%となっています。島しょ圏域においては、国保データベースにおける各町村の有病率をみると糖尿病が上位に入っており、今後、高齢化が進むことにより、患者の増加が予想されます。糖尿病の予防、早期発見・早期治療及び治療継続により重症化防止を図る必要があります。

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）は、内臓に脂肪が蓄積した肥満（内臓脂肪型肥満）に、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか二つ以上が重複した状態をいい、放置すると、心筋梗塞・脳梗塞・糖尿病等の発症や重症化を引き起こす可能性が高いとされています。

東京都におけるメタボリックシンドローム該当者の割合をみると、令和3年度は40歳から74歳までの男性23.0%、女性6.1%、メタボリックシンドローム予備群の割合は40歳から74歳までの男性18.3%、女性5.5%となっています。男性5人に2人がメタボリックシンドロームの該当者又は予備群となっており、生活習慣病の発症・重症化を予防する取組が必要です。

###### ◇ 特定健康診査・特定保健指導の実施

メタボリックシンドローム該当者・予備群を早期に把握し、生活習慣病のリスクがある人に対して、保健指導により疾病の発症予防を目指すため、特定健康診査・特定保健指導の実施が医療保険者に義務づけられています。

東京都における特定健康診査の実施率は、令和4年度は43.1%となっています。島しょ圏域では、町村国民健康保険における令和4年度特定健康診査実施率は、高い町村では東京都平均を上回っているものの、低い町村では25.3%と大きく下回っています。

東京都の特定保健指導実施率（終了者割合）については令和4年度は13.7%となっています。島しょ圏域では、町村国民健康保険における特定保健指導の実施率（終了者割合）は14.3%、低い町村で0%、高い町村で25.9%、4町村では10%未満です。

引き続き、特定健康診査の受診率を向上し、特定保健指導については、質を確保しつつ、実施率の引き上げにつながるよう実施方法等の工夫が必要です。

### 【施策展開の基本方針】

- 糖尿病・メタボリックシンドローム予防に関する島民の理解促進を図り、特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上につなげます。
- 町村や医療保険者等が行う発症予防や重症化予防の取組を推進します。
- 糖尿病合併症の減少を目指し、治療継続に向けた支援を実施します。

### 【今後の取組】

- 1 特定健康診査・特定保健指導の実施率向上のための取組の充実
- 2 生活習慣の改善に関する普及啓発と取組の充実

### 【指標】

| 指標名              | 現状（R 4 年度） | 目標値   |
|------------------|------------|-------|
| 特定健診実施率          | 39.8%      | 向上させる |
| 特定保健指導実施率（終了者割合） | 14.3%      | 向上させる |

### 〈関係機関等の取組〉

|            |                                                                                                                                                                                       |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 町 村        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上を図ります。</li> <li>・ 生活習慣病について住民に周知を行います。</li> <li>・ 未治療の糖尿病患者を医療に結びつけられるよう努力します。</li> <li>・ 糖尿病性腎症重症化予防に取り組みます。</li> </ul> |
| 学 校        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童・生徒に対して健康的な生活習慣について教育を行います。</li> </ul>                                                                                                     |
| 医療機関       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活習慣病やその改善に関する情報を提供します。</li> <li>・ 糖尿病患者の治療継続、重症化予防に向けて適切な指導を行います。</li> </ul>                                                                |
| 保険者<br>事業者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上を図ります。</li> <li>・ 生活習慣病に関する情報を提供します。</li> <li>・ 未治療の糖尿病患者を医療に結びつけられるよう努力します。</li> </ul>                                  |
| 島 民        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活習慣病の予防及び重症化予防に取り組みます。</li> <li>・ 特定健康診査・特定保健指導をきちんと受診します。</li> </ul>                                                                       |
| 保健所        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活習慣改善に関する情報を提供します。</li> <li>・ 町村が実施する特定健康診査・特定保健指導の評価事業の支援を行います。</li> </ul>                                                                 |

## 神津島村ウォーキングキャンペーン

神津島村保健センターでは、住民の生活習慣病予防と健康意識向上のため、令和5年9月1日から30日の1か月間ウォーキングキャンペーンを実施しました。今回はその取組と結果を紹介します。

キャンペーンの内容は、期間中の平均歩数が8,000歩を超えた方に3,000円分の商品券をプレゼントするというもので、20歳以上の住民196名が参加され、そのうち134名は平均8,000歩を達成されました。8,000歩は国が推奨する1日の歩数で、運動不足を解消するだけでなく、生活習慣病・生活機能低下の予防やストレスの解消に繋がります。

多くの方が参加された理由として、達成賞に住民が使いやすい商品券を用いたこと、取り組みやすい運動であること、手軽に申し込みができたことの3つにあったと捉えています。申し込み方法は、申込書提出のほかに、インターネットからも申し込みを可能にしたところ、88%の方はインターネットから申し込まれました。

参加者のモチベーション維持と達成率向上のためには、ウォーキングイベントアプリを活用しました。参加者同士の歩数共有、ランキング機能により、今日は誰がどのくらい歩いているのか、自分は全体の何位なのか、リアルタイムで見ることができるので、参加者からは、ほかの人の頑張りが見えたり、競ったりすることが刺激になり、楽しく続けられたという声が聞かれました。

実施後のアンケートでは、参加者の68%は普段のウォーキング習慣のない方であり、71%はイベント後もウォーキングを続けていくと回答しています。「昨日は何歩だった？ 8,000歩達成した？」など、職場や家庭内のコミュニケーションが活発になったというコメントも複数届きました。



今後は開催期間の延長や、運動量が減る寒い時期の開催など、住民の運動の習慣化を後押しする取り組みを続けていきたいです。また島内事業者で使える商品券を活用するなど、イベントを通して島内の消費拡大にも繋がっていきたく考えています。

### 特定健康診査・特定保健指導（御蔵島村）

御蔵島村の国民健康保険における特定健康診査の実施率は、82.1%（令和5年度）と非常に高い水準を維持しています。

この背景には、チラシを各戸配布するほか、村民の特徴でもある「意識の高さ」が大きく影響しています。特定健康診査は委託によって行っていますが、特定健康診査の対象者だけでなく、他の対象者の健診もまとめて実施をすることで、村民全体が関心を持つことができ、村民が、それぞれ声を掛け合って、受診をしている状況です。

また、特定保健指導の実施率は100%（令和5年度）となっており、該当者となる全員が保健指導を受けております。その方法は、健康診査の結果から、村の非常勤保健師が該当者をピックアップして、家庭訪問をし、指導を行うという丁寧な方法です。保健師や担当者の地道な努力によって、全員が負担感なく保健指導を受けています。

### 小笠原村いきいきウォーキングマップでlet's walk!

小笠原村は世界自然遺産に登録された豊かな自然に恵まれ、島内では様々なスポーツ・サークル活動が活発に行われています。その一方で運動をしていない人が4割<sup>注1</sup>ほどいる上に公共交通機関の村営バスを利用する方もいますが、暑さから移動に短い距離でも自家用車等を利用する人が多く見られます。また、健康増進事業として実施しているヘルスアップ教室では、参加者が限定的でした。

そこで、小笠原いきいきウォーキングマップを作成し（令和4年度父島版、令和5年度母島版）、村民に全戸配布するとともに、ヘルスアップ教室でウォーキングマップのコースを歩きました。ウォーキングマップのコースは短距離コースから、アップダウンのある長距離コースまであり、体力に合わせて選ぶことができます。ヘルスアップ教室でも、高齢者、親子連れ、障害のある方など今まで参加が少なかった方々が参加し楽しくウォーキングしました。

今後も、村民がそれぞれの体力に合わせて健康増進の取組ができるよう事業を展開していきたいと考えています。



注1 島しょ地域の栄養・食生活状況（平成28年度成人の全島食事調査結果報告書）

## （２） がんの予防

### 【現状と課題】

がんは、昭和52年より都民の死因第1位です。がんによる死亡者数は令和3年には3万4千人であり、総死亡の26.9%を占め、およそ4人に1人が、がんで亡くなっています。東京都のがんの75歳未満年齢調整死亡率<sup>注1</sup>は、平成28（2016）年には男女全体で75.5でしたが、令和3（2021）年には65.0となり、5年間で13.9%減少しました。

### ◇ がんの予防

予防可能ながんのリスク因子として、食事や身体活動、喫煙等の生活習慣が挙げられます。「禁煙」「節酒（飲酒する場合に節度のある飲酒を）」「食生活」「身体運動」「適正体重の維持」「感染」の6つの因子に留意することは、がんのリスクを下げるために有効とされています。また、受動喫煙を防止することも大切です。これらに気をつけることにより、がんになるリスクが男性では約40%、女性では約25%低下すると言われており、生活習慣を改善することが何よりも重要です。

島しょ圏域の飲酒の状況をみると、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人<sup>注2</sup>の割合は男性で25.0%、女性で12.7%と、「健康日本21（第二次）」の目標値である男性13%、女性6.4%よりも高い状況でした。飲酒に限らず、がんの予防に関する生活習慣について啓発を行い、島民の生活習慣改善を図ることが必要です。

日本人のがんの発症において、ウイルス（B型、C型肝炎ウイルス、ヒトパピローマウイルス（HPV）等）や細菌（ヘリコバクター・ピロリ菌）の感染は、男性では喫煙に次いで第2位、女性では最も大きな要因です。ウイルス性肝炎は、本人が感染に気が付かないうちに慢性肝炎、肝硬変、肝がんへ進行するリスクが高い疾患で、医療の進歩により治癒率も上昇しています。積極的な勧奨が差し控えられていたHPVワクチンは、安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたため、令和4年4月から積極的な勧奨が再開されています。感染症予防に関する啓発や、早期に発見し、適切な診断や治療につなげる取組が重要です。

### ◇ がんの早期発見

がんの死亡減少のためには、定期的ながん検診の受診による早期発見が重要です。東京都では、がん検診受診率50%を目標として掲げています。東京都におけるがん検診受診率は上昇傾向にあり、令和2年度時点ではおおむね50%です。島しょ圏域の町村におけるがん検診の受診率は、町村やがんの種類によって異なりますが、多くは50%に達していません。

注1 年齢調整死亡率：高齢化の影響等による年齢構成が異なる集団の間で死亡率を比較したり、同じ集団の死亡率の年次推移をみるため、集団全体の死亡率を基準となる集団の年齢構成（基準人口）に合わせた形で算出した死亡率（人口10万対）。壮年期死亡の減少を高い精度で評価するため、「75歳未満」の年齢調整死亡率を用いている。

注2 生活習慣病のリスクを高める量の飲酒している人：1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の人（純アルコール量20g目安：ビール500ml、日本酒1合）

また、科学的根拠に基づくがん検診を実施することが重要で、国が定めた「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（厚生労働省健康局通知）（以下「指針」という。）」に基づくがん検診を実施している町村は、9町村中1町村（令和4年度 5がん全てを完全遵守）です。町村によっては、交通事情等に対応した指針外検診も実施されています。

精密検査の受診率については、国のがん対策推進基本計画において、90%の目標が設定されています。島しょ圏域の町村における精密検査の受診率は町村やがんの種類によって異なりますが、多くは90%に達していません。また、精密検査受診について把握していない自治体も多い状況です。

がんによる死亡率減少のためには、受診の勧奨・再勧奨や啓発等の取組による受診率の向上、国の指針に基づく検診の実施に取り組むことが重要です。

#### 【施策展開の基本方針】

- がん予防に関する知識について普及啓発を実施し、島民の生活習慣の改善につなげていきます。
- がんの早期発見・早期治療のため、がん検診や精密検査の受診を促す取組を推進します。
- 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実を図ります。

#### 【今後の取組】

- 1 生活習慣改善のための普及啓発の推進
- 2 がん検診受診率を向上させるための取組の実施
- 3 精密検査受診率を向上させるための取組の実施

#### 【指標】

| 指標名      | ベースライン（R 3年度実績） |        | 目標値   |
|----------|-----------------|--------|-------|
| がん検診の受診率 | 胃がん             | 25.6%  | 向上させる |
|          | 肺がん             | 33.7%  |       |
|          | 大腸がん            | 27.5%  |       |
|          | 子宮頸がん           | 39.1%  |       |
|          | 乳がん             | 32.8%  |       |
| 精密検査の受診率 | 胃がん（エックス線）      | 66.7%  | 向上させる |
|          | 胃がん（胃内視鏡）       | 100.0% |       |
|          | 肺がん             | 62.5%  |       |
|          | 大腸がん            | 37.0%  |       |
|          | 子宮頸がん           | 42.9%  |       |
|          | 乳がん             | 36.7%  |       |

## 〈関係機関等の取組〉

|      |                                                                                                                                               |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 町 村  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ がん検診受診率向上のための取組を推進します。</li><li>・ 要検査の場合の精密検査受診率向上のための取組を推進します。</li><li>・ がん予防のための普及啓発を行います。</li></ul> |
| 学 校  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ がん教育を実施します。</li></ul>                                                                                 |
| 医療機関 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ がんの精密検査や専門医療の支援を行います。</li><li>・ がんに関する情報提供を行うとともに、地域特性を活かした健康管理を推進します。</li></ul>                      |
| 事業者  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ がん検診の受診の勧奨を行います。</li><li>・ がんに関する情報の周知を図っていきます。</li></ul>                                             |
| 島 民  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ がん検診を受診するとともに、要検査の場合は必ず精密検査を受診します。</li><li>・ がん予防の情報をもとに、生活習慣の改善に努めます。</li></ul>                      |
| 保健所  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 肝炎ウイルス相談、検査を実施し、早期発見、早期治療につなげます。</li><li>・ 町村のがん検診実施状況を把握し、がん検診の精度管理を支援します。</li></ul>                 |

### (3) たばこ対策

#### 【現状と課題】

国民の喫煙率は「令和元年 国民健康・栄養調査」によると「毎日吸っている」又は「時々吸う日がある」と答えた割合（20歳以上）は男性27.1%、女性7.6%であり、男女とも減少傾向です。また、現在喫煙しているもののうちたばこをやめたいと思う者の割合は男性24.6%、女性30.9%です。身近に禁煙治療が受けられる医療機関があると答えた割合は男性39.9%、女性43.0%であり、より若い年代の方が身近に禁煙治療を受けられる医療機関があるか分からない者の割合が多い傾向にあります。

たばこをやめたいと思う喫煙者でも、身近に禁煙治療が受けられる医療機関の設置や周知など禁煙支援の取組が必要です。

令和4年「受動喫煙に関する都民の意識調査」によると喫煙者における喫煙するたばこの種類は紙のみが44.2%、加熱式のみが4.5%、どちらも喫煙が51.2%であり、経年的に加熱式たばこの喫煙割合が増加しています。

厚生労働省の「加熱式たばこにおける科学的知見」によると、加熱式たばこの主流煙には、紙巻きたばこと同程度のニコチンを含む製品もある一方で、含まれる主要な発がん性物質の含有量は紙巻きたばこに比べて少ないことが分かっています。しかし、加熱式たばこの主流煙に健康影響を与える有害物質が含まれていることは明らかであり、現時点までに得られた科学的知見では、加熱式たばこの受動喫煙による従来の健康影響を予測することは困難であるため、加熱式たばこにおいても禁煙する必要があります。

喫煙は、がん、循環器疾患、COPD（慢性閉塞性肺疾患）を含む呼吸器疾患、糖尿病、周産期の異常や歯周病疾患のリスクを、受動喫煙は、虚血性心疾患や肺がん等のリスクを、それぞれ高めるとされています。これらの疾患の患者は重症化予防のため、また、妊娠・出産予定の女性は、胎児や乳幼児の健康への影響を避けるため、禁煙をする必要があります。

#### ◇ COPDの予防

COPDは「肺の生活習慣病」とも言われ、禁煙等による発症予防や、薬物等での治療による重症化予防が可能です。

「健康日本21（第三次）の推進のための説明資料」によると、COPDの原因としては50～80%程度にたばこ煙が関与し、喫煙者では20～50%がCOPDを発症するとされています。また、COPDは血管疾患、消化器疾患、糖尿病、骨粗しょう症、うつ病などの併存疾患や、肺がん、気腫合併肺線維症等の他の呼吸器疾患との合併も多いほか、慢性的な炎症性疾患であり栄養障害によるサルコペニアからフレイルを引き起こすことから予防をはじめとした様々な取組を進めることが求められます。

令和4年の人口動態調査によると、COPDによる死亡患者数は男女合わせて16,676人で、男性においては死因の第11位に位置しています。（令和3年の人口動態調査では第9位でした。）COPDによる死亡者の9割以上を高齢者が占めており、社会の高齢化とともにさらに患者数が増加することが懸念されます。

### ◇ 受動喫煙防止

健康増進法は、健康増進の観点から受動喫煙防止について定め、多数の人が利用する施設において受動喫煙防止のための措置を講じることが施設管理者の努力義務としていましたが、「望まない受動喫煙」の防止を図るため、多数の人が利用する施設等の区分に応じ、施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止する改正法が令和2年4月1日に全面施行されました。

東京都においては、人に着目した対策として「働く人や子供」を受動喫煙から守るため、東京都受動喫煙防止条例が令和2年4月1日に全面施行されました。学校や病院、行政機関は敷地内禁煙とし、子供が出入りする幼稚園や保育所、小中高校は屋外の喫煙場所の設置も認めず、従業員のいる飲食店は面積にかかわらず原則屋内禁煙となっています。

島民をはじめ、さまざまな施設の管理者は、健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例について理解をし、施設等の区分に応じた受動喫煙防止に取り組んでいく必要があります。

### 【施策展開の基本方針】

- 禁煙の意識を高めるために、特に影響の大きい未成年者、妊婦・授乳中の女性にたばこが健康に与える影響についての正しい知識を広く浸透させます。
- COPDに関して広く普及啓発を行い、早期発見、早期受診につなげていきます。
- 関係機関が連携し、受動喫煙防止対策を推進していきます。

### 【今後の取組】

- 1 たばこの健康影響に関する普及啓発の推進
- 2 COPDに関する普及啓発の推進
- 3 受動喫煙防止対策の推進

## 〈関係機関等の取組〉

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 町 村        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙・受動喫煙が及ぼす健康への影響について普及啓発を行います。</li> <li>・母子保健事業や子育て支援事業等を通して、妊婦・授乳中の女性の喫煙防止に取り組みます。</li> <li>・学校と協力し、未成年者に対し喫煙・受動喫煙がおよぼす健康への影響について普及啓発を行います。</li> <li>・COPDについて普及啓発を行います。</li> <li>・健康増進法などを理解し受動喫煙防止に取り組みます。</li> </ul> |
| 学 校        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年者の喫煙禁止と、喫煙・受動喫煙が及ぼす健康への影響について教育を行います。</li> <li>・健康増進法などを理解し受動喫煙防止に取り組みます。</li> </ul>                                                                                                                                   |
| 医療機関       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁煙外来を設置し、禁煙が必要な方への禁煙指導・治療を行います。</li> <li>・COPDの認知度の向上に努め、治療につなげていきます。</li> </ul>                                                                                                                                          |
| 保険者<br>事業者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙・受動喫煙が及ぼす健康への影響について普及啓発を行います。</li> <li>・禁煙を希望する人に対して、情報提供等の支援を行います。</li> <li>・特定健康診査等を活用し、禁煙が必要な人に対して禁煙支援を行います。</li> <li>・健康増進法などを理解し受動喫煙防止に取り組みます。</li> </ul>                                                          |
| 島 民        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙・受動喫煙が及ぼす健康への影響について正しい知識を持ちます。</li> <li>・禁煙希望者は、禁煙に取り組みます。</li> <li>・COPDについて正しく理解するとともに、未治療患者は治療を行います。</li> <li>・健康増進法などを理解し受動喫煙防止に取り組みます。</li> </ul>                                                                  |
| 保健所        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康増進法などに基づき、受動喫煙防止対策に取り組みます。</li> <li>・屋内受動喫煙防止の徹底にむけた町村の支援や、基準にそった喫煙場所の整備について事業者への周知を行います。</li> </ul>                                                                                                                    |

#### （４） こころの健康づくり

##### 【現状と課題】

こころの健康は、からだの健康と同じく人が生き生きと暮らしていくために必要なものであり、また、こころの健康を保つことは身体の状態や生活の質に大きな影響を与えます。

こころの健康を保つためには、適度な運動とバランスのとれた食生活、十分な休養が必要であり、好ましい生活習慣を送り十分な睡眠をとることが重要になってきます。

また、こころの病気に対しても早い段階から対応していく必要があります。うつ病は自殺の要因として特に重要であることが明らかになっており、自殺者の減少を図るためにも、うつ病の早期発見・早期治療を推進していくことが大切です。

東京都は、令和5年3月に東京都自殺総合対策計画（第2次計画）を策定し、以下の6項目を重点項目として位置付けました。

- ① 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぎ、地域で安定した生活が送れるよう、継続的に支援する
- ② 悩みを抱える方を早期に適切な支援窓口につなげる取組を強化する
- ③ 働き盛りの男性が孤独・孤立を深めることなどにより、自殺に追い込まれることを防ぐ
- ④ 困難を抱える女性への支援を更に充実する
- ⑤ 児童・生徒・学生をはじめとする若年層が自殺に追い込まれることを防ぐ
- ⑥ 遺された方への支援を強力に推進する

島しょ圏域の自殺者数の現状は、横ばい傾向です。自殺者の内訳では、男性で高齢者に多い傾向があります。

島しょ圏域は、自然に恵まれ、人と人とのつながりも深いため、こころの健康を保ち、こころの病気の早期の対応につなげるには良い場所であるといえます。一方で、限られた人間関係の中ではストレスの対処に課題があり、精神科の専門診療や社会資源が少なく、いざという時の対応に困難が伴うという側面もあります。

島民のこころの健康の維持のために、各関係機関の連携のもと、普及啓発や自殺対策に取り組んでいく必要があります。

悩みを抱える方がそれぞれの悩みを具体的に解決できる適切な相談窓口等に早期につながるようにするとともに、相談窓口や支援機関等の関係機関が連携していくことが必要です。

#### 〈自殺者の数〉

（単位：人）

|       | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 |
|-------|------|------|------|
| 島しょ圏域 | 6    | 5    | 6    |

資料：厚生労働省 自殺の統計：地域における自殺の基礎資料より

## 【施策展開の基本方針】

- ストレスへの対処法やこころの不調の早期発見について、広く島民に普及啓発を行います。
- こころの病気に対して、相談や受診がしやすい環境の整備に努めます。
- 自殺対策について、地域全体で取り組みます。

## 【今後の取組】

- 1 こころの健康づくりやこころの病気についての正しい知識の普及啓発の実施
- 2 こころの健康相談窓口など相談体制の充実
- 3 関係機関の連携のもと、自殺対策の取組の実施

## 〈関係機関等の取組〉

|      |                                                                                                                                                                                                                                            |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 町 村  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策計画を策定し、計画内容の実施に向けて庁内体制を整備します。</li> <li>・こころの相談がしやすい環境を整えるとともに、広く普及啓発を行います。</li> <li>・ゲートキーパー養成研修を充実させていきます。</li> <li>・自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぎ、地域で安定した生活が送れるよう関係機関との連携を強化します。</li> </ul>               |
| 学 校  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの健康についての教育を行います。</li> </ul>                                                                                                                                                                     |
| 医療機関 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの健康についての情報提供を充実させていきます。</li> <li>・こころの病気の早期発見に努め、治療につなげていきます。</li> <li>・専門医療機関や相談機関との連携を深めていきます。</li> <li>・自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、地域の関係機関との連携を強化します。</li> </ul>                                     |
| 事業者  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフ・ワーク・バランスを推進していくとともに、こころの不調を抱えている職員の発見に努め、適切な対処を行っていきます。</li> </ul>                                                                                                                             |
| 島 民  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの健康についての正しい知識を得て、日常生活において実践していきます。</li> <li>・こころの不調に気が付いたら、相談機関や医療機関にかかり、早期発見・早期治療を行います。</li> <li>・周囲のこころの不調を抱えている人の発見に努め、サポートを行っていきます。</li> </ul>                                              |
| 保健所  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町村自殺対策計画の策定および計画内容の実施に向けて支援します。</li> <li>・こころの健康についての普及啓発のため、講演会等を実施します。</li> <li>・各関係機関と連携のもと、必要な人への相談や支援を充実させていきます。</li> <li>・自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぎ、地域で安定した生活が送れるよう、関係機関との連携を強化し継続的に支援します。</li> </ul> |

## (5) 食を通じた健康づくり

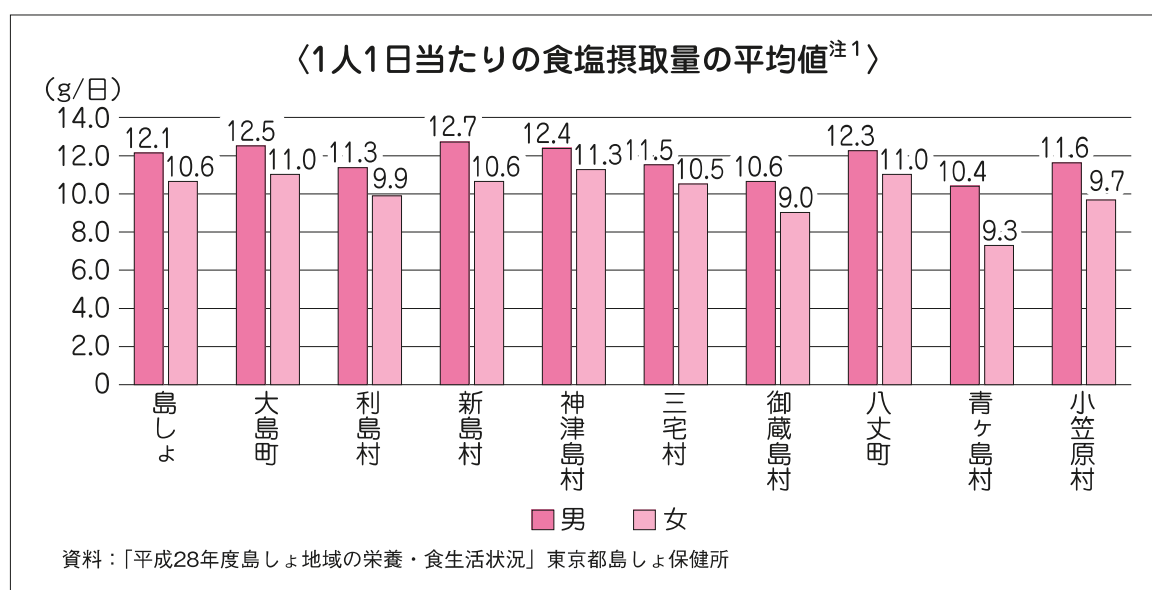
### 【現状と課題】

健康日本21（第三次）では、人生100年時代を迎え、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化し、健康寿命は着実に延伸してきましたが一部の指標が悪化しているなど、さらに生活習慣の改善を含め、個人の行動と健康状態の改善を促す必要があります。全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、「誰一人取り残さない健康づくり」の推進と「より実効性をもつ取組」に重点を置くこととしています。

働く世代を中心に生活習慣病予防の取組を一層推進するため、中小企業の取組を支援するなど、事業主や医療保険者などの職域と連携した取組が必要です。また、ライフステージの変化や年齢により健康課題に変化が見込まれる女性に対し、その特性を踏まえ、生活・労働環境等を考慮しつつ、人生の各段階における健康づくりの支援が必要です。

生活習慣改善につながる環境づくりの推進や多様な主体の取組促進など、健康づくりを社会全体で支え、守る環境整備が必要です。性差や年齢、ライフコースを加味した取組を推進することは、がん、糖尿病、高血圧等の生活習慣病の予防や重症化予防、生活の質の向上、社会生活を営むために必要な機能の維持・向上の点からも重要です。

島民（成人）を対象とした食事調査<sup>注1</sup>の結果によると、1人1日当たりの平均食塩摂取量は男性で12.1g、女性10.6gで、食事摂取基準の目標量である男性7.5g未満、女性6.5g未満を上回り、取り過ぎている傾向がみられました。また、1人1日当たりの野菜類の平均摂取量は男性253.8g、女性301.7gで、目標とする350gを下回り、不足している傾向がみられました。島民が望ましい食生活を送り、定着が図られるよう都や町村で取り組んでいる各種事業やイベントを通して、自然に健康になれる環境づくりの構築とともに「適切な量と質の食事」についての啓発を行うことが重要です。



注1 平成28年成人の全島食事調査結果

また、島民が自分に合った食品やメニューを選択することができるようにすることが必要です。そのためには、飲食店・弁当販売店等が、栄養情報等の表示や健康的なメニューの提供について理解したうえで、様々な担い手の有機的な連携を促進することが大切です。

一般に販売される全てのあらかじめ包装された加工食品及び添加物には、栄養成分の量及び熱量の表示（栄養成分表示）が義務づけられています。そのため、食品業者は栄養成分表示についての制度の理解と、食品表示法に基づく適切な表示が求められます。さらに島民が栄養成分表示を活用して食品を選択できるよう、島民への啓発も重要です。

町村では、健康増進計画及び食育推進計画等を策定し、保健栄養対策を推進していますが、未策定の町村や、管理栄養士等の人材が確保できていない村もあります。島民の食生活改善をこれまで以上に進めるには、食に関わる関係者等が連携・協働し、食生活改善の担い手となることが期待されています。

#### 【施策展開の基本方針】

- 望ましい食習慣を身につけた人の増加をめざし、栄養・食生活に関する知識・実践方法の普及啓発に取り組みます。

#### 【今後の取組】

- 1 関係機関と栄養・食生活に関する情報共有及び連携
- 2 町村が主体となって行う保健栄養施策の推進
- 3 食関連事業者等の健康的な食に関する理解の促進
- 4 栄養成分表示に関する制度の理解促進と活用の啓発

#### 【指標】

| 指標名                      | 現 状  | 目標値 |
|--------------------------|------|-----|
| 食育推進計画の策定・改訂に取り組んでいる町村の数 | 4 町村 | 増やす |

## 〈関係機関等の取組〉

|               |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 町 村           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康増進計画や食育推進計画などを策定し、着実に実施します。</li> <li>・ライフステージに応じた保健栄養事業を充実させます。</li> <li>・望ましい食生活が実践できるよう食生活に関する普及啓発を図ります。</li> <li>・関係機関と連携を図り、地域全体で栄養施策を進めます。</li> </ul>                                                    |
| 学 校           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食や栄養教育を通じた食育を実践します。</li> <li>・子供を通じた家庭への望ましい食生活に関する知識を普及します。</li> </ul>                                                                                                                                        |
| 医療機関          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養・食生活の改善が必要な方へ指導を行います。</li> </ul>                                                                                                                                                                              |
| 給食施設          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の特性を踏まえた、適切な量と質の食事を提供します。</li> <li>・利用者の健康増進に繋がる、栄養情報等の発信を充実させます。</li> </ul>                                                                                                                                 |
| 弁当販売店<br>飲食店等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康に配慮したメニューの提供に努力します。</li> <li>・健康的な食生活に関する知識を普及します。</li> </ul>                                                                                                                                                 |
| 食品関係<br>事業者   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養成分表示に関する制度を理解し、法に基づく適切な表示を行います。</li> </ul>                                                                                                                                                                    |
| 島 民           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の健康や食生活について考え、望ましい食生活を実践します。</li> <li>・生活習慣病について理解をし、食生活改善を図りながら、発症予防や重症化予防に取り組みます。</li> </ul>                                                                                                                |
| 保健所           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食施設指導を通して、利用者に応じた給食の提供や栄養情報の発信等について支援を行います。</li> <li>・販売される食品の栄養成分表示について、食品関係事業者への制度の理解を促進させるとともに、島民が活用できるよう啓発を行います。</li> <li>・町村、関係機関等との連携を図り、食に関する環境整備を進めます。</li> <li>・食育推進計画等が未策定の町村への策定支援を行います。</li> </ul> |

### 東京都栄養士会栄養士による栄養講座・栄養相談について(利島村)

利島村では、保健事業の一環として、住民健診の結果について、保健師による『健康相談』だけでなく、東京都栄養士会に依頼し、管理栄養士による『栄養講座』と個別の『栄養相談』を実施しています。

利島村は、小規模の離島でスーパーやコンビニもないため、特に単身者や高齢者の世帯では、食生活が単調になりがちで、低栄養などの栄養障害に陥りやすく、高血圧・高血糖・高脂質等の生活習慣の改善が必要な住民も多くいます。

今回は、「食事をとおした低栄養・糖尿病予防」について講座を行い17名が参加しました。利島ではいろいろな食材の調達が難しいため、限られた食材や既製品のもので作れる栄養バランスのよい料理の紹介として、宮城県登米地方の郷土料理『はっと汁』を試食で提供しました。「出汁が効いているが何の出汁なの?」、「野菜もたくさん入っているね!!」、「明日葉を入れても美味しそう!!」など参加者同士で試食についての会話も弾んでいました。

未就園児の親には、「乳幼児期のバランスのよい食事」について講話も行い、アレルギーや災害時の備蓄の話もありました。

常勤の栄養士がいない本村では、こうした栄養士による相談会や講座は貴重な機会となっており、健康意識の向上・栄養バランスの取れた食事の普及啓発にもなっています。

## 2 母子保健福祉対策

### 【現状と課題】

少子高齢化、共働き世帯の増加などにより、母子保健を取り巻く環境は大きく変化し、妊娠・出産・育児への不安や孤独感を抱える人は少なくありません。また、経済的な不安を抱える人もおり、妊娠中や出産後、育児中も安心して仕事を続けられるように、就労している女性やその家族を社会全体でサポートをしていくことが重要です。少子化対策のためにも、社会全体が子育てについてより一層理解を深めていく必要があります。

児童虐待の防止は、子供の健全な育成にとって、喫緊の課題となっています。令和4年度に都内の児童相談所が相談を受け対応した児童虐待対応件数は、27,798件<sup>注1</sup>で平成24年に比べ5.8倍に増加しています。加えて、学童期・思春期は、不登校やひきこもりなどの問題もあります。都内の公立小学校・中学校における不登校児童・生徒数は平成24年度から一貫して増加しており、令和4年度には26,912人となっています<sup>注2</sup>。都内の公立高校における不登校生徒数は平成24年度から減少傾向にありましたが、令和2年度から増加傾向に転じ、令和4年度には3,931人となっています<sup>注3</sup>。子供が安全な環境で健康に育つことが出来るように、家庭への働きかけとともに社会全体で支える仕組みづくりとそのための各関係機関の連携と努力が重要です。

様々な母子保健に関する課題を踏まえ、近年、母子保健法、児童福祉法の一部改正に続き、成育基本法や医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、こども基本法の制定が行われ、母子保健を取り巻く状況の変化は大きくなっています。子供を安心して産み、育てるために、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援が不可欠です。多くの機関と様々な職種が連携して行い、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりが求められており、市町村では、母子保健と児童福祉の一体的な組織である「こども家庭センター<sup>注4</sup>」の設置に努めることとされています。

島しょ圏域においては、妊娠・出産は産婦人科医や分娩施設の数が十分ではないため、島外に出ざるを得ない事情があり、経済的にも心理的にも負担が大きくなっています。町村は、母子健康手帳の交付や保健指導、新生児の訪問指導、乳幼児健診等を実施しており、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、安心して子育てが出来る環境の整備に努めています。島しょ圏域は、地域住民や学校、関係機関で連携体制が構築されており、このつながりを児童虐待の未然防止、早期発見や対応にも活用することが望まれます。

### 【施策展開の基本方針】

- 島しょ圏域において、安心して妊娠から出産、育児を行える仕組みづくりに努めます。

注1 出典：「東京都児童相談所事業概要 2023年（令和5年）版」東京都福祉局

注2・3 出典：「『令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』について」東京都教育庁

注4 こども家庭センター：「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関。

- 地域全体で子供の健やかな育成を支えるための普及啓発に取り組みます。
- 児童虐待防止のため、育児のサポートをしていくとともに、関係機関の連携を強固にしていきます。

#### 【今後の取組】

- 1 各関係機関の連携による切れ目ない子育て支援体制の構築
- 2 地域で子供の健全な育成を見守るための普及啓発
- 3 要支援家庭の早期発見と早期対応

#### 〈関係機関等の取組〉

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 町 村  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠・出産・育児に関する普及啓発を行うとともに、個別的、集団的に相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行います。</li> <li>・ 母子健康手帳の交付時に全数面接を実施します。また新生児訪問指導等を実施し、必要に応じてサポートプランを策定します。</li> <li>・ 要支援家庭を早期に発見し、安定した養育を行えるよう関係機関とともに支援を行います。また、児童虐待の未然防止、早期介入を行います。</li> </ul> |
| 学 校  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域と連携して、児童・生徒の育成支援を実施します。</li> <li>・ 児童虐待の早期発見に努めます。</li> </ul>                                                                                                                                                         |
| 医療機関 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全な妊娠・出産への支援を行います。</li> <li>・ 各種健診や受診機会を通じて、産後うつや児童虐待の早期発見に努め、関係機関と連携して対応します。</li> </ul>                                                                                                                                |
| 事業者  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安心して妊娠・出産・育児が行える職場環境づくりに努めます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                |
| 島 民  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠・出産・育児に関して正確な知識を得るように努めます。</li> <li>・ 妊産婦健診や乳幼児健診を活用し、妊産婦や乳幼児の健康状態を定期的に確認します。</li> <li>・ 専門職への相談や子育てサービスを適切に活用し、妊娠・出産・育児に関する不安や負担の軽減に努めます。</li> <li>・ 地域で子供の育成を見守り、子育て支援をするとともに、児童虐待の早期発見に努めます。</li> </ul>            |
| 保健所  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子保健や児童虐待防止のための普及啓発を行います。</li> <li>・ 医療的ケア児を含めた要支援家庭に対して、必要に応じ各関係機関とともに支援を行います。</li> </ul>                                                                                                                              |

### 八丈町家事育児サポーター派遣事業

八丈町の合計特殊出生率（令和3年）は、1.81で東京都区市町村別順位で神津島村に次いで2位でした。出生数は20年前平均71人、10年前平均54人、最近5年間で39人、コロナ禍以降のこの4年間は年々減少しています。

国も都も少子化対策で母子保健に関わる政策を次々に掲げていますが、社会資源、人材資源に乏しい島しょでは、実施するのが難しい事業が多々あります。その中の一つに産後ケア事業があり、保育園に入れない3歳未満の年の差での第2子以降の産後育児負担に対してのサービス事業がないことは妊婦面談乳児相談を通して感じる課題でした。

都が提唱する事業の中で、当町で必要かつ可能なものとして選んだのが産後家事・育児支援事業（家事育児サポーター派遣）です。開始するにあたり、まず懸念したことは、サポーターとなるべき人材についてです。子育て家庭に入って、家事支援の即戦力となる人材の条件を町独自のものとし、頼める民間企業もないため、養成講座も町保健師が企画、講師も各専門職員に直接依頼しました。そして、一番心配だったのは応募人数です。

ホームヘルパーや保育士、看護師、保母の有資格や子育て経験など条件を厳しくした中、2,3人の想定に対し、8人が島の育児支援への協力申し出があり、先日無事に養成講座を終えることができました。

事業の実際の運営はこれからなので、職員不足の中始まる事務処理など課題は山積みですが、妊産婦の不安、負担の軽減に応えられる支援サービスが増えることが喜ばしく、また、住民参加型の育児環境の一端となることを期待しつつ、当事業の充実、定着、拡大を目指します。



### 「ひよこママクラブ」

#### ～島で安心して子どもを生み育てることができるように～（青ヶ島村）

青ヶ島村では、未就園児の親子を対象とした「ひよこママクラブ」を実施しています。

現在は保健師の来島に合わせ実施は月1回。人口が少なく、対象の親子は3～4組ですが、「ひよこママクラブ」の日には、新生児～2歳のこどもたちと保護者がおじゃれセンター（保健センター）に自由に集まり、自由遊びや、保健師の育児相談、乳児の体重測定、ママ同士のおしゃべりなど、にぎやかに過ごします。

ときには、保育園児と遊んだり、保健師が「離乳食」や「こどもの安全」をテーマにしたミニレクチャーを行ったりもします。また、「ひよこママクラブ」として地域包括支援センターでの高齢者との交流会に参加しています。交流会は節分、七夕、クリスマスなどの四季の行事を楽しむことも多く、こどもたちだけでなく、保護者にとっても世代間交流のよいきっかけになっています。

出生、転入などで新たに増えるメンバーには、参加しやすいよう保健師からお誘いの連絡をしています。育児や島の暮らしに不慣れなママたちに、先輩ママとの交流や、情報交換、息抜きを提供できれば、という思いもあります。

このほか、乳幼児の発達フォローの経過観察健診を行う際には、言語聴覚士、作業療法士、公認心理士などを招へいしてののですが、専門職に「ひよこママクラブ」に参加してもらい、面談だけではわからないこどもたちの様子を見てもらう場としても活用しています。

「ひよこママクラブ」は安心してこどもを生み、島で育てていくための地域で子育てを支える仕組みのひとつとしてはじまりました。その時々や時代やニーズに合う形で充実、継続させていきたいと考えています。



（追記 「ひよこママ」の名称は20年以上継承されているため、変えていませんが、「ママ」も「パパ」も来てほしい。これからのテーマの一つかもしれません。）

### 3 高齢者保健福祉対策

#### 【現状と課題】

島しょ圏域における令和5年の老年人口（65歳以上）の割合は36.1%であり、東京都全体の22.7%と比べ高くなっています。町村別でみると、御蔵島村、青ヶ島村、小笠原村の割合は、それぞれ19.9%、22.0%、17.2%と東京都全体に比べ低い状況ですが、平成29年に比べると、老年人口の割合は高くなっています。

島しょ圏域は、今後ますます高齢化が進んでいくと考えられ、要介護・要支援高齢者や認知症高齢者の増加が予想されます。

#### ◇ 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るように、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められます。島しょ圏域には高度急性期機能、回復期機能、慢性期機能をもつ医療機関はなく、本土の医療機関等と連携をしながら、適切な医療を受けられる体制を整備しています。しかし、本土の医療機関から退院、帰島する際に、患者情報が島の関係者に十分に伝わらず介護に支障をきたす場合があり、円滑に在宅療養生活に移行できるよう、本土の病院、地域の保健・医療・福祉関係者と連携した退院支援が必要です。また、介護資源が限られているため、24時間介護が必要になった場合には、島での生活は難しい状況です。

引続き、町村を実施主体とした、在宅医療・介護連携推進事業等の在宅医療と介護を一体的に提供する取組が一層求められます。

また、地域包括ケアシステムの実現に向けては、町内会や自治会等の既存のコミュニティに加え、高齢者を含むすべての地域住民が主体的に参加し、地域の中で支え、支えられる「地域づくり」の観点が重要です。

#### ◇ 認知症・高齢者虐待

認知症になっても出来る限り長く、地域で暮らせるよう、認知症に関する理解を広げ、地域における見守り体制づくりや、認知症サポーターの養成、成年後見制度の利用・促進等、認知症患者及びその家族を支援する環境づくりを推進していくことが大切です。早期診断、早期対応に向けた支援体制として、全町村で「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。また、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェ等の取組も始まっています。

さらに、島民や各関係機関に対して、高齢者虐待についての正しい知識の普及啓発を図り、その防止に注力していくことも必要です。

注1 年齢とともに心身の活力が低下し、要介護状態となるリスクが高くなった状態

## ◇ フレイルなどの予防

高齢者の約8割は介護の必要のない元気な高齢者であり、地域での活躍が期待できます。健康な状態で高齢期を過ごすためには、心身の活力が低下するフレイル<sup>注1</sup>予防が重要です。

65歳以上の低栄養傾向（BMI20以下）の割合は、島しょ圏域では全国に比べて高い状況がみられます<sup>注2</sup>。認知症、転倒、フレイルは低栄養との関連が強く、身体機能・認知機能等の維持を図るためにも、高齢者に必要な栄養の摂取、適度な運動、社会参加を促し、住民主体の介護予防活動を推進する必要があります。

## 【施策展開の基本方針】

- 高齢者が安心して暮らせる社会の実現のために、各関係機関が連携し、島しょ圏域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を図ります。
- 介護予防のための取組を推進していきます。
- 認知症の方が暮らしやすい環境を整備していきます。
- 望ましい生活習慣の実践などフレイル予防に関する取り組みを推進します。

## 【今後の取組】

- 1 在宅医療・介護連携推進事業の充実
- 2 介護予防のための事業の推進
- 3 認知症患者の支援体制の充実・強化
- 4 高齢者虐待防止のための体制整備・普及啓発

## 【指標】

| 指標名                  | 現 状 | 目標値          |
|----------------------|-----|--------------|
| 認知症サポーターの養成に取り組む自治体数 | —   | 計画期間中に全町村で実施 |

注1 年齢とともに心身の活力が低下し、要介護状態となるリスクが高くなった状態

注2 出典 島しょ地域：平成28年成人の全島食事調査結果報告書  
全国：平成28年国民健康・栄養調査

## 〈関係機関等の取組〉

|      |                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 町 村  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険制度の円滑・適切な運営を行います。</li> <li>・ 在宅医療・介護連携推進事業を実施します。</li> <li>・ 地域の実情に応じた介護予防事業を充実させ、島民が広く参加できるように努めます。</li> <li>・ 認知症総合支援事業に取り組み、認知症に対する理解を広げ、地域の見守り体制の構築を推進します。</li> <li>・ 高齢者虐待の予防と発生時の早期対応に努めます。</li> </ul> |
| 学 校  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症に関する正しい知識の教育を行います。</li> </ul>                                                                                                                                                                                 |
| 医療機関 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅医療の推進に取り組みます。</li> <li>・ 患者に対して、運動機能や認知機能を維持できるよう、正しい知識の普及啓発と指導を行います。</li> </ul>                                                                                                                               |
| 事業者  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症やフレイル等についての理解を深めるように努めます。</li> </ul>                                                                                                                                                                          |
| 島 民  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防や認知症、高齢者虐待防止について正しい知識の理解に努め実践します。</li> <li>・ 町村が実施する様々な事業に率先して参加します。</li> <li>・ 介護予防活動を推進します。</li> </ul>                                                                                                     |
| 保健所  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町村の介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定に協力します。</li> <li>・ 町村の高齢者虐待防止ネットワークの構築や事例検討への参加・協力します。</li> </ul>                                                                                                                         |

### 介護予防M・M・Gの普及を目指して（三宅村）

三宅村では介護予防事業としてM（もっと）・M（もっと）・G（元気！）MIYAKE教室を実施しています。M・M・Gには、ほかにも「もっともっと元気！」「ますます元気！」「まだまだ元気！」…など島民の皆さんが今よりさらに元気に過ごしていただきたいという様々な願いが込められています。



これまで年間を通して体力測定や体操講座などを集合形式で実施したほか、各地区老人クラブを訪問する形式等、試行錯誤しながら進めています。

開催後のアンケートでは「一人ではなかなか続かないが皆と一緒にやるとやる気になる」「これからも意識して体を動かそうと思います」「自分で出来ることはやっています」など前向きな意見がありました。

今後も車の運転が難しくなり、家に閉じこもりがちな高齢者が増える見込みの中、フレイル予防など介護予防が図ることができる場所を作っていければと、日ごろから見守りをを行っている地域包括支援センターを中心に令和6年度からのスタートに向けて準備を進めています。

M（もっと）・M（もっと）・G（元気！）MIYAKE

### 知って・備えて・笑って イキイキ脳への取組（八丈町）

八丈町では毎年9月をアルツハイマー月間として認知症の普及啓発を行っています。毎年テーマを決めてポスターなどを掲示し、たくさんの方に認知症という病気を知ってもらい、いくつになっても認知症になっても八丈町で暮らし続けられる町づくりに取り組んでいます。令和5年は『もしも』をテーマに、「認知症になったら、認知症かもしれない」という本人が感じている不安や葛藤、「どう接したらいいだろう、どこに相談すればいいの」という家族の悩みや不安、これから起こるかも知れない万が一に備えるアドバンス・ケア・プランニング（ACP）について掲示しました。

また「いつまでもイキイキ脳」を目指すべく、脳の健康カフェを開催。あたまを活性化させるエクササイズで参加者は楽しく笑顔で身体を動かしています。「複雑な体操もあるし、頭が混乱するし、こんな動き出来ないよ」と言いながら、それが楽しいと笑い合える仲間がいることも健康の秘訣かもしれません。

そしていつまでも健康に暮らすためには、身体の健康診断を受けるように自分の脳のパフォーマンス（健康度）にも意識を向けることが大切です。八丈町では「タッチ de 脳の健康チェック」を開催し、自分の脳のパフォーマンスを知ることから始める介護予防（認知症）にも取り組んでいます。



## 4 障害者保健福祉対策

### 【現状と課題】

平成29年、国は「地域生活中心」という理念を基軸としながら、精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことを新たな理念として示し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」の報告書において、同システムの構築については、市町村などの基礎自治体を基盤として進めること等について盛り込まれました。

令和4年、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が成立し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）についても一部改正されました。精神保健の支援対象者が精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象となり、市町村が行う精神保健に関する相談支援の対象が拡大するとともに、都道府県は市町村への援助を行うよう努めなければならないことが明確化されました。

このように、障害者に関する様々な制度の改正等を通じて、障害者の地域生活を支える仕組みの構築や障害福祉サービス等の充実が図られてきていますが、新型コロナウイルス感染症を経験し、障害者等の生命を守り、安全・安心な日常生活及び社会生活を支えるため、障害者、家族、支援者等を支える施策の一層の充実を図るとともに、都民一人一人が障害及び障害者への理解を深め互いに支え合う社会の実現が求められています。東京都は、障害者を取り巻く環境変化及び社会状況に対応し障害者施策の一層の充実に取り組むため、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「東京都障害者・障害児施策推進計画」を策定しました。（「東京都障害者・障害児施策推進計画」より抜粋）

障害者が地域で安心して自立した生活を送るためには、地域居住の場であるグループホームや日中活動の場である通所施設などの地域生活基盤の一層の整備促進とともに、就労支援や障害者の理解の促進に向けた取組が必要です。

島しょ圏域においては、医療依存度の高い障害者は島内での療養生活は難しい状況です。また、福祉サービスは、どの町村においても十分とはいえません。

しかし、本土の医療機関から一時帰島された場合や、その他必要に応じて、地域の支援関係者らが在宅療養の継続や今後の方向性を当事者含め検討する場を設け、また、個別支援を通じたネットワークを活用しながら、保健・医療・福祉等が連携し、個別に対応をしているケースも多くあります。

引き続き、支援関係者が連携し、地域生活移行・定着支援、地域生活基盤の一層の整備、障害や障害者への理解を深めるための取組を進めていく必要があります。市区町村においては、障害者等への支援体制の整備を図るため、自立支援協議会等の協議の場の設置・運営が必要ですが、島しょ圏域では未設置の町村もあります。

### ◇ 精神障害者への支援

島しょ圏域には、精神病床がなく、精神科医が定期的に来島し診療をしています。治療中断等により急激な病状変化や緊急入院にならないよう、日頃から、関係機関が連携し、相談事業、社会復帰促進事業、就労支援、福祉サービスの充実等により地域生活を支えるための

支援が重要です。

精神症状が急激に悪化した場合、専門の医療機関に受診することが必要ですが、受診・入院の必要性を本人が理解できない場合には、島内の一般診療科の受診も容易ではありません。本土の専門病院への受診についても、公共交通機関がタイムリーには利用できず、民間救急事業者等もないことから、時機を逸することなく必要な医療を受けるためには、搬送手段の確保が大きな課題です。

このため、保健所、医療機関、警察、町村、支庁等の島内の関係機関が、搬送等に関する情報共有等を目的とした会議を毎年、継続的に行っていくことが重要であり、現在4町村において開催しています。

精神保健に課題を抱える住民への相談支援体制においては、福祉、母子保健、介護等複合的なニーズへの相談対応について各担当部署と連携した体制整備が必要です。

#### ◇ 障害児への支援

障害児及びその保護者が身近な地域で安心して生活してくためには、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等が連携した地域支援体制の構築を図り、個々の障害児やその家族の状況に応じて、気づきの段階からきめ細かく対応する必要があります。

島しょ圏域では、島内において、成長段階に応じた専門医療へのアクセスが困難であるため、夏休み等の長期休暇を活用し、本土の医療機関へ受診することになりますが、予約が取れず受診できない場合もあります。療育相談事業等で専門の医師が来島することもあります。期間や頻度が十分ではなく、島内での専門医療の導入に期待が寄せられています。新型コロナウイルス感染症の流行を機にオンラインによる取組が行われており、今後の活用や事業の広がりが期待できます。

また、児童発達支援センターは地域における障害児支援の中核的施設としての役割を担うことが求められていますが、島しょ圏域の各町村においては、まだ設置はされていません。今後、障害児支援の中核的な役割を担える体制について検討をしていく必要があります。

#### 【施策展開の基本方針】

- 各関係機関が連携し、障害者等が地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。
- 障害についての理解を深めるため、普及啓発を実施します。
- 精神障害者の退院後の地域生活移行を促進します。

#### 【今後の取組】

- 1 地域生活基盤の整備
- 2 各関係機関の連携
- 3 就労支援の推進
- 4 療育支援体制の整備
- 5 障害に関する普及啓発の実施

## 【指標】

| 指標名                | 現 状                      | 目標値         |
|--------------------|--------------------------|-------------|
| 障害者の支援に関する関係者会議の開催 | 29回の開催<br>(令和5年度島しょ圏域全体) | 関係者会議開催数の増加 |

## 〈関係機関等の取組〉

|      |                                                                                                                                                                                                          |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 町 村  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉、母子保健、介護等複合的なニーズへの相談対応について各担当部署と連携した対応を行います。</li> <li>・障害者地域自立支援協議会の設置・運営を行います。</li> <li>・地域の実情に応じた福祉サービスを充実させます。</li> <li>・障害への理解を深めるための普及啓発を行います。</li> </ul> |
| 学 校  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児が安心して学校生活を送れるように支援を行います。</li> <li>・障害についての教育を行います。</li> <li>・教育と保育等との連携を強化します。</li> </ul>                                                                     |
| 医療機関 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携し、適切な医療を提供します。</li> <li>・地域生活移行への支援を行います。</li> </ul>                                                                                                      |
| 事業者  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者への理解を深め、障害者雇用を取り入れるなど障害者が地域で自立し安心して暮らせる地域づくりに協力します。</li> </ul>                                                                                                |
| 島 民  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害についての正しい知識の理解に努め、障害者が地域で自立し安心して暮らせる地域づくりに協力します。</li> </ul>                                                                                                     |
| 保健所  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町村や関係機関と連携して相談支援を充実させます。</li> <li>・各種の巡回相談事業を充実させます。</li> <li>・精神疾患患者の急激な病状悪化時の専門医療機関への搬送等について関係部署と情報共有・検討を行います。</li> <li>・相談支援を担う人材への研修等を実施します。</li> </ul>      |

## 5 難病対策

### 【現状と課題】

難病とは、原因不明で治療法未確立の希少な疾病であり、長期の療養を必要とするものです。平成25年4月からは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」により、障害者の定義に新たに難病等が含まれ、福祉サービスの一元化が図られるとともに、障害福祉サービスの対象となる難病等の範囲も拡大しました。

各町村においては、医療費助成申請の業務や障害福祉サービスの提供を行っています。

島しょ保健所の各出張所・支所では、保健師による訪問相談指導のほか、専門医・理学療法士等による島しょ専門医等相談指導（通称「難病専門医巡回相談」）を年1回実施し、在宅療養支援を行っています。

しかし、難病は希少な疾病であるがゆえに、特に島しょ圏域では専門医の診察を受けることが難しく、町村の地域支援包括支援センター等の関係部署においても支援実績が乏しいのが現状です。また、在宅医療を担う診療所や訪問看護、リハビリテーションや福祉サービスを担うことのできる社会資源や専門職等の人材も不足しており、在宅難病患者や介護者（家族）が安心して在宅療養を継続することが困難です。このため、神経難病など医療依存度の高い在宅難病患者は、島内での療養生活をあきらめざるを得ない状況があります。

医療や福祉資源の少ない島しょ圏域においては、難病医療を受けるための支援や地域の支援者と連携した災害時も含めた在宅療養支援体制の整備が一層必要です。

### 〈特殊疾病認定患者数推移〉

（単位：人）

|       | 合計  | 大島町 | 利島村 | 新島村 | 神津島村 | 三宅村 | 御蔵島村 | 八丈町 | 青ヶ島村 | 小笠原村 |
|-------|-----|-----|-----|-----|------|-----|------|-----|------|------|
| 令和元年度 | 215 | 68  | 0   | 21  | 16   | 30  | 1    | 67  | 1    | 11   |
| 令和2年度 | 252 | 87  | 1   | 24  | 21   | 28  | 1    | 77  | 1    | 12   |
| 令和3年度 | 227 | 76  | 1   | 25  | 20   | 22  | 1    | 69  | 1    | 12   |
| 令和4年度 | 235 | 76  | 2   | 22  | 20   | 23  | 1    | 76  | 1    | 14   |

資料：「福祉・衛生統計年報」（各年度3月31日現在）

東京都福祉局総務部総務課、東京都保健医療局総務部総務課

### 【施策展開の基本方針】

- 在宅で療養生活を送る難病患者が、安心して島内で療養できるよう、難病に関する知識の普及を図るとともに、島しょ専門医等相談指導を引き続き実施します。
- 島内の実情に応じた在宅療養体制を構築するため、町村や支援関係者との連携の場を確保します。
- 難病患者及び家族への支援に関わる人材の育成に努めます。

## 【今後の取組】

- 1 在宅療養支援の充実
- 2 支援関係者のネットワークの充実
- 3 支援関係者の人材

## 〈関係機関等の取組〉

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 町 村         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難病や人工透析を必要とする腎不全等の医療費助成などの申請受理を通じて相談を行います。</li> <li>・ 障害福祉サービス等の提供を行います。</li> </ul>                                                                                                                                        |
| 事業者<br>医療機関 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難病患者の在宅療養生活を支えるため、医療・福祉等の関係機関は連携してサービスを提供します。</li> </ul>                                                                                                                                                                   |
| 島 民         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難病患者が島内で安心して暮らせるために、難病に関する理解を深めます。</li> </ul>                                                                                                                                                                              |
| 保健所         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難病患者の個別支援のほか、講演会等による普及啓発を行います。</li> <li>・ 島しょ専門医等相談指導や東京都難病相談・支援センター等を活用し、患者・家族の相談や地域の医療・福祉関係者等に難病に関する最新の知識や在宅療養支援に関する情報提供を行います。</li> <li>・ 島内の医師を含めた保健医療福祉関係者の連携の機会を確保し、ネットワークを強化するために、難病療養支援のための関係者連絡会を開催します。</li> </ul> |

## 6 歯科保健医療対策

### 【現状と課題】

島民がいつまでもおいしく食べ、笑顔で人生を過ごすことができることを目指して、島民、かかりつけ歯科医、保育所、学校、町村、保険者、事業者、保健所等が協力して歯科保健意識の向上を図り、ライフステージに応じたセルフケア・予防管理を推進していくことが必要です。

### (1) ライフステージに応じた歯と口の健康づくり

#### 乳幼児期（0歳～5歳）

全町村で、乳幼児を対象とした歯科健診、健康教育、保育所における歯科健診等を実施しているほか、多くの保育所で歯磨き指導を行っています。乳幼児期において、むし歯（う蝕）のない子供の割合は増加傾向ですが、引き続き、むし歯（う蝕）の予防を徹底していく必要があります。また、多数のむし歯（う蝕）がある場合は、育児環境に問題があることも考えられることから、児童虐待やネグレクトなどの視点を持ちながら、指導・支援をしていく必要があります。

#### 学齢期（6歳～17歳）

学校における健康教育やフッ化物洗口の取組を行っている町村もあります。しかし、生え始めの永久歯はむし歯（う蝕）になりやすく、永久歯と乳歯が混在する混合歯列期は、歯並びも一時的に悪くなるため、清掃が難しくなり、歯肉に炎症が起こりやすくなります。そのため、口腔ケアの必要性が高い時期といえます。

#### 成人期（18歳～64歳）

多くの町村において成人を対象とする歯科健診を実施していますが、歯周病を有する者の割合は、年齢とともに増加する傾向があるため、歯科健診を実施する町村の更なる増加と受診率の向上が望まれます。また、「歯周病が全身の健康と深い関わりがあること」及び「セルフケア・予防管理の重要性」について普及啓発を行っていく必要があります。

#### 高齢期（65歳以上）

高齢期には、様々な原因により唾液の分泌が減少し、歯肉が退縮するため、歯の根のむし歯（根面う蝕）や歯周病のリスクが高くなります。また、加齢や脳卒中等の疾患に起因する味覚障害や嚥下障害などにより、口腔機能が低下すると、むせや咳、誤嚥が起こりやすくなり、誤嚥性肺炎のリスクが増します。そのため、口腔機能の維持・向上に向けた取組や、適切な栄養摂取によるフレイルの予防等について啓発していくことが必要です。加えて、糖尿病など何らかの疾患を持っていることも多いため、医科と連携して支えていくことも大切です。

### (2) かかりつけ歯科医

全町村で歯科診療が行われていますが、歯科医師が常駐していない島もあります。島内でかかりつけ歯科医を持つことが難しいため、むし歯（う蝕）や歯周病の予防を心がけるとともに、早期発見・早期治療ができるような環境づくりが必要です。

### （３） 障害者歯科保健医療

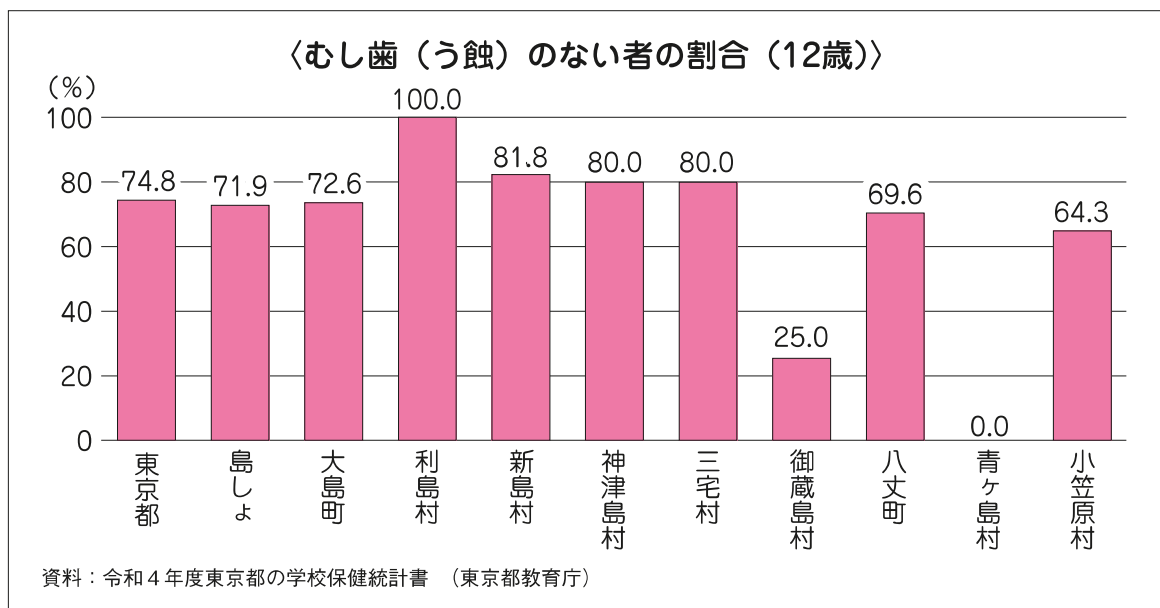
家族や介護者、施設職員等に対して、「口腔ケアや歯科受診の重要性」について啓発していく必要があります。

### （４） 在宅歯科医療体制

島しょ保健医療圏で、在宅医療サービスをしている歯科診療所の割合は50.0%であり、前回よりも増加しています。

### （５） 健康危機（大規模災害等）に対応した歯科保健医療対策

管内町村の取組状況を把握して、地域の実情にあわせた対策を行う必要があります。



#### 【施策展開の基本方針】

- ライフステージに応じた歯と口の健康づくりを推進します。
- かかりつけ歯科医での予防管理の定着、医科歯科連携を推進します。
- 地域で支える障害者歯科保健医療を推進します。
- 在宅療養者のQOLを支える在宅歯科医療体制を推進します。
- 健康危機（大規模災害等）に対応した歯科保健医療対策を推進します。

#### 【今後の取組】

- 1 乳幼児期（0歳～5歳）：う蝕の予防・口腔機能の獲得  
 学齢期（6歳～17歳）：う蝕・歯肉炎の予防  
 成人期（18歳～64歳）：歯周病の予防  
 高齢期（65歳以上）：口腔機能の維持・向上  
 それぞれのライフステージに応じて歯と口の健康づくりを推進します。

- 2 かかりつけ歯科医で、定期的な歯科健診や予防処置を行うとともに、医科との連携を推進します。
- 3 町村が中心となって、障害者施設における歯科健診の機会を確保するとともに、地域の実情に応じた連携を推進できるように支援します。
- 4 家族や介護者への「在宅で療養している方の歯と口の健康を保つことの意義」及び「口腔ケアの実践方法」等について啓発を行います。
- 5 災害発生直後に不足しがちな口腔衛生用品について、町村による対応を促すとともに、住民が防災用に備蓄しておく必要性について啓発を行います。また、島しょ保健所災害対策マニュアルを改定し、歯科保健対策に関する記載を充実させます。

**【指標】**

| 指標名                 | 現 状   | 目標値 |
|---------------------|-------|-----|
| むし歯（う蝕）のない者の割合（12歳） | 71.9% | 増やす |

## 〈関係機関等の取組〉

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 町 村           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に最も身近な歯科保健サービスの提供主体として、母子保健法・学校保健安全法・健康増進法に基づく歯科健康診査の実施や、歯科口腔保健の推進に関する法律に示される歯と口の健康づくりに関する取組を、地域の実情にあわせてきめ細やかに継続的に進めます。</li> <li>・歯科保健の分野と障害福祉や高齢福祉の分野、教育委員会等との連携を図り、有機的に取組を進めていきます。</li> <li>・かかりつけ歯科医を持って、定期的な歯科健診や予防処置を受けることを啓発します。</li> <li>・災害発生直後に不足しがちな口腔衛生用品の備蓄など、災害時の歯科保健医療体制の整備に向けた取組を促進します。</li> </ul> |
| 保育所<br>学 校    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・心身の発達の段階や状況に応じた歯と口の健康づくりに取り組み、歯科保健の生活習慣の定着やかかりつけ歯科医での予防処置等の大切さを園児・児童・生徒・保護者に啓発していきます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                    |
| 医療機関<br>(歯 科) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・島民の歯科疾患の予防や治療に取り組むとともに、地域での歯科保健の取組に協力していきます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 保険者<br>事業者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者や従業員に対し、歯と口の健康づくりの大切さや、定期的な歯科健診の重要性等について普及啓発を進めるとともに、加入者や従業員の健康の保持・増進に努めます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                           |
| 島 民           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に自ら口腔ケアに取り組めます。(セルフケア)</li> <li>・かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診や予防処置を受けます。(プロフェッショナルケア)</li> <li>・町村、学校、職場の歯科健診や健康教育等を受けます。(コミュニティケア)</li> </ul>                                                                                                                                                                           |
| 保健所           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・島民の歯と口の健康づくりを推進するため、保健、医療、介護、福祉、教育その他の関係部署と連携を図りつつ、歯科保健対策を充実させます。また、町村や関係団体等と協力し、必要に応じて町村の取組を支援します。</li> <li>・災害時における島しょ保健所活動マニュアルを改定し、被災者の避難生活に係る歯科保健対策に関する記載を充実させます。</li> </ul>                                                                                                                                   |

## 第2節 島しょ医療の充実

### 1 医療体制

#### 【現状と課題】

東京都では、離島振興法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、小笠原諸島復興開発特別措置法等により指定された地域を、医療の確保が必要なへき地として位置づけており、島しょ圏域が該当しています。

島しょ圏域にある病院は、八丈町の国民健康保険町立八丈病院1施設であり、病床数は54床です。診療所の病床数を合わせ、島しょ圏域の全病床数は118床です。

#### 〈島しょ圏域の町村立医療機関一覧〉

| 町村名  | 施設名称            | 病床数 | 医師数 |
|------|-----------------|-----|-----|
| 大島町  | 大島医療センター        | 19  | 6   |
| 利島村  | 国民健康保険診療所       | —   | 1   |
| 新島村  | 国民健康保険本村診療所     | 8   | 3   |
|      | 国民健康保険若郷診療所（出張） | —   | —   |
|      | 国民健康保険式根島診療所    | 2   | 1   |
| 神津島村 | 国民健康保険直営診療所     | 6   | 2   |
| 三宅村  | 国民健康保険直営中央診療所   | 12  | 3   |
| 御蔵島村 | 国民健康保険直営御蔵島診療所  | 2   | 1   |
| 八丈町  | 国民健康保険町立八丈病院    | 54  | 7   |
| 青ヶ島村 | 国民健康保険青ヶ島診療所    | 2   | 1   |
| 小笠原村 | 小笠原村診療所         | 9   | 3   |
|      | 小笠原村母島診療所       | 4   | 1   |
| 合 計  |                 | 118 | 29  |

資料：令和6年4月1日現在

東京都では、国の第9次へき地保健医療計画に基づき、平成17年度から「東京都へき地医療支援機構」を設置し、「医療従事者確保支援」「診療支援」「医療提供体制整備支援」等により、島しょ医療への支援を実施しています。

#### （1）医療従事者の確保

島しょ町村に勤務する常勤医師の突発的な欠員等にも速やかに対応できるよう支援策の充実が必要であるとともに、看護師等医療従事者の定着を促進するため、休暇の際の代替職員

の確保やキャリア形成に関する支援が必要です。

また、島しょ医療に興味を持つ医療従事者を増やすため、島しょ医療に関する普及啓発を推進していく必要があります。

## （2）診療支援

島しょ圏域の医療機関で対応できない患者が発生した場合には、島しょ町村長の要請に基づき、東京消防庁及び海上自衛隊のヘリコプター等により、へき地医療拠点病院で島しょ医療の基幹病院である東京都立広尾病院を中心として、都立病院やその他の高度医療機関に365日24時間搬送する体制を整備しています。令和5年度から、搬送を要請した島しょ圏域の医療機関と収容先医療機関、添乗医師等の関係者間で、患者の病状等の情報をより円滑に共有できるデジタルツールを導入し、搬送体制を強化しています。

このほか、東京都立広尾病院と島しょの診療所等との間に画像伝送装置を設置し、専用回線を通じて単純エックス線、CT、内視鏡等の医療用画像を送受信することにより、へき地にいながらにして専門医師の助言を受けられるシステムを構築しています。このように、島しょ圏域での診療には、専門医療や高度医療が必要となった時の支援や取組が必要です。

また、へき地医療機関に勤務する医師は、1人又は少人数で地域医療を支えており、出張や研修の受講、休暇の取得などのためには、代替の医師の確保が必要です。

一方で、患者ニーズの専門化・多様化により、島の医療体制では対応できない専門診療の取組をさらに推進していく必要があります。

## （3）医療提供体制の整備支援

へき地町村の財政力は脆弱なため、島しょ町村における医療機関の施設及び医療機器等の老朽化に対応することが困難です。このため、島しょ町村が行う施設等の整備事業について、引き続き支援していく必要があります。また、人件費を含む医療機関における運営費についても引き続き支援していく必要があります。

## （4）本土医療機関からの円滑な退院（帰島）支援

島しょにおける医療・介護資源は、島により様々な状況のため、本土で治療を行った島しょ地域の患者が、住み慣れた島での生活に円滑に移行することができるよう、島の実情に応じた切れ目のない支援を行う必要があります。

## （5）災害時の医療提供体制

島しょ圏域では、豪雨・地震・津波・噴火等の自然災害のリスクを抱えています。

大規模災害発生時は、限られた医療従事者による多くの傷病者への対応が必要となるほか、本土からの物資の供給が滞ることも想定されるため、島しょ圏域の医療機関の対応力を強化する必要があります。

令和2年に、医療機関の稼働状況や被災状況など災害医療に関する情報収集のため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の対象医療機関に公立のへき地診療所を追加し、災害

時の情報連絡体制を確保しました。

また、都が令和6年3月に改定した「災害時医療救護活動ガイドライン」において、東京都災害医療コーディネーターは、島しょ保健所のサポートのもと、島しょ圏域の状況を把握し、都に対して医学的助言を行うこととされました。今後は、関係機関と連携し、島しょ保健所が東京都災害医療コーディネーターをサポートしていく体制を整えていく必要があります。

## （6）新興感染症発生・感染拡大時の状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、島しょ圏域の実情に応じた医療提供体制の確保や感染拡大予防等、島しょ町村と連携して様々な対応に取り組んできました。今後は、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて、島しょ圏域における新興感染症等への対策を充実させる必要があります。

### 【施策展開の基本方針】

- 島しょ町村に勤務する医師をはじめとする医療従事者の安定的な確保に努めます。
- 島しょ町村に勤務する医師の診療活動を支援し、島しょ圏域における医療の充実を図ります。
- 診療施設・設備等の診療基盤を整備し、島しょ圏域における医療の充実を図ります。
- 本土で治療を行った島しょ圏域の患者が住み慣れた島での生活に円滑に移行できるよう具体的な検討を進めます。
- 島しょ圏域における災害時の対応力向上を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて、島しょ圏域における新興感染症発生時の対応力向上を図ります。

### 【今後の取組】

- 1 医療従事者の安定的な確保
- 2 島しょ勤務医師の診療支援
- 3 医療提供体制整備
- 4 切れ目のない多職種連携の推進
- 5 災害時における医療提供体制の整備
- 6 新興感染症等発生・まん延時における島しょ圏域の医療提供体制等の確保

## 〈関係機関等の取組〉

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 町 村 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健医療従事者の安定的な確保について検討をしていきます。</li> <li>・補助事業を活用し、専門医療の充実や、施設・設備等の整備を推進します。</li> <li>・島しょ保健医療に関する情報を発信していきます。</li> <li>・医療・介護の多職種間における情報共有や連携を図ります。</li> <li>・島しょの医療・介護資源の状況に応じた退院支援について検討します。</li> <li>・災害時の医療体制について関係機関とともに検討を進めます。</li> <li>・新興感染症等発生・まん延時における島内の医療提供体制の確保について、関係機関と連携し、検討します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                           |
| 東京都 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・島しょ町村の医療従事者の確保・定着のための取組や島しょ医療の普及・啓発活動を支援します。</li> <li>・救急患者の本土への搬送、画像伝送システムの充実及び代診医師の派遣など、島しょ町村の医療機関に勤務する医師の医療活動等を支援します。</li> <li>・島しょ町村が行う医療機器の購入に要する経費等を引き続き補助します。</li> <li>・本土の医療機関と島しょ圏域の関係者の間でデジタル技術を活用して行う退院支援カンファレンス等を支援することにより、保健・医療・福祉の連携を促進します。</li> <li>・災害時医療救護活動ガイドラインに基づき、本土の医療機関や島しょ保健所等関係機関とも連携した災害発生時の対応訓練を行うとともに、島しょ町村で構築している災害時の情報連絡系統や緊急医療救護所の設置等が円滑に機能できるよう検証し、災害時にも医療機能が継続できるよう町村と協力して検討していきます。</li> <li>・新興感染症等発生・まん延時に島内での医療を継続できる体制や感染症に対応した患者搬送体制等の充実について検討します。</li> </ul> |
| 保健所 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・島しょ医療提供体制等の課題について、局内関係部署と連携し、検討します。</li> <li>・総合防災訓練の機会を通じて、東京都災害医療コーディネーターへのサポートについて、局内関係部署と連携し、検討を進めます。</li> <li>・新興感染症等発生・まん延時における島しょ圏域の医療提供体制の確保について、関係機関と連携し、検討します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

## 2 保健医療を担う人材育成

### 【現状と課題】

保健医療に関するニーズの多様化などに対応し、安定したサービスを提供していくためには、保健医療に従事するさまざまな専門職種の確保や資質の向上を図っていく必要があります。

しかし、島しょ圏域では、地理的条件等により専門職種の確保が難しく、また、確保後の定着も依然として課題となっています。専門職の職種や人員が限られ、1人又は少数職場で従事する環境となっています。そのため、担当する範囲が広く、困難事例にも対応できるスキルが求められる一方で、少数職場では、研鑽の機会を確保することも難しい状況があります。

このような中、各町村では、専門職を含む職員の人材育成計画を策定している町村や、本土での研修受講を積極的に促している町村、ベテランの専門職を雇用し人材育成も視野に入れながら事業を遂行している町村もあります。職場以外の同職種及び他職種との情報交換・相互研鑽する機会も見られています。また、本土で行われる研修等へは、容易に参加ができる状況にはありませんが、Web配信の研修等も増え参加機会は増えています。

今後については、島しょ圏域の保健医療従事者は、本土からの転入者も多く、島の生活に慣れることから始まるため、町村や事業者等は、住宅の確保や生活支援、島内の関係者との顔の見える関係づくりの支援等、きめ細やかに配慮していくことも重要です。

また、保健医療従事者の資質の向上を図るには、各職場等において人材育成に関する方針等を定め、OJTを充実させることや、島内での研修の開催及び受講、また、本土開催の研修にはリモートによる受講や会議参加など研鑽の機会を増やしていく必要があります。

保健所では、町村保健師を対象とした「東京都島しょ町村保健師スキルアップの手引き」<sup>注1</sup>の活用や、保健所と町村の保健師合同連絡会により最新情報の提供や研修会の開催等スキルアップの支援を行っています。また、島しょ地域保健活動サポーター<sup>注2</sup>を現地に派遣して事例検討会の開催や事業評価支援など、各町村保健師の実状に合った人材育成の支援を行っています。

また、町村栄養士及び栄養業務担当者との連絡会を実施し情報共有を行うとともに、最新の知見に関する講演会を実施し、町村栄養業務担当者の資質の向上が図られるよう支援を行っています。

更に、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、新興感染症の拡大状況や自然災害などの健康危機状況に対応するための備えとして、地域ぐるみの健康危機への対応力強化をけん引する人材を育成する必要があります。

注1 課題別地域保健医療推進プラン「島しょ町村保健師スキルアップ支援事業～島の活力を引き出す、つなぐ担い手の育成を目指して～」平成28年度～平成30年度（島しょ保健所）

注2 島しょ地域への勤務経験がある保健師を現地に派遣し、島しょ保健所保健師とともに重層的に島しょ町村保健師の人材育成を支援している

## 【施策展開の基本方針】

- 島しょ圏域での専門職の仕事や島での生活魅力などについてホームページ等で島外に積極的に情報を発信するなど人材確保に努めます。
- 保健医療に従事する専門職が働きやすい職場環境や住環境の整備をするとともに、研修受講機会等の拡充を図り、人材の定着に努めます。
- 保健医療に従事する専門職が、相互に連携しつつ、研鑽の機会を柔軟に活用しながら、資質の向上を目指します。

## 【今後の取組】

- 1 島しょ地域における専門職業務の紹介や人員募集における広報等の工夫
- 2 専門職の職場環境や住宅環境、研修受講環境等の整備
- 3 専門職のスキルアップに繋がる研修会の開催など研鑽の機会の拡充

## 〈関係機関等の取組〉

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 町 村         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門職としての仕事内容や島の生活の魅力を発信するなど、人材確保のための情報発信内容を充実させます。</li> <li>・ 専門職が働きやすい職場環境及び住宅環境の整備や本土からの転入者への生活支援等に努めます。</li> <li>・ 役場における専門職の仕事や役割について職員の理解を深めます。</li> <li>・ 人材育成について関係者ととともに継続的に検討し、OJTの充実、研修受講機会を増やします。</li> </ul> |
| 医療機関<br>事業者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門職種が専門領域の最新情報を習得しやすい環境づくりなどスキルアップを図れるよう支援します。</li> </ul>                                                                                                                                                              |
| 島 民         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外からの転入者を地域の一員として迎え、良好なコミュニケーションを図ります。</li> </ul>                                                                                                                                                                      |
| 保健所         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各連絡会、研修会等を通じて、国や都の施策の動向や、最新の知見の情報提供に努め、様々な職種がその専門性を高められるように支援します。</li> <li>・ 島しょ地域保健活動サポーターの現地派遣等による町村保健師を対象とした研修、事例検討会等を実施し、町村の実情に合ったスキルアップを支援します。</li> <li>・ 健康危機管理（感染症）に必要な研修会、訓練等を実施します。</li> </ul>                |

### 3 医療安全対策

#### 【現状と課題】

島民が安心してより良い医療サービスを受けられるようにするためには、医療機関自らの質の向上とともに、受診する島民が十分な医療情報を得て医療機関との信頼関係を確保することが必要です。

島しょ保健所各出張所では、東京都保健医療局医療政策部（以下「医療政策部」という。）と連携し、各島の診療所に対して定期的な立入検査・指導を行い、医療事故防止や院内感染対策等の医療安全の確保に努めています。島しょ圏域で唯一の病院である町立八丈病院に対しては、医療政策部により立入検査・指導が行われています。

各医療機関では、医療安全体制に関する手引きやマニュアル、自主管理チェックリストに基づき医療安全管理体制や院内感染予防体制を整備するなど、医療サービスの質の向上や医療安全対策に取り組んでいます。

近年は抗菌薬の不適切な使用を背景として、薬剤耐性菌が増加し、院内感染のリスクが高まっており、「院内感染対策のための自主管理チェックリスト」を基にさらなる院内感染対策の充実が求められています。

町村によっては、院外処方が普及していますが、薬局においても、調剤過誤等が起こらないよう正確な調剤を行い、医薬品の服用方法等について十分に説明することが必要です。島しょ保健所は、東京都保健医療局健康安全部と連携し、薬局等に対して立入検査・指導を行っています。

また、医療が専門化・細分化・高度化する中で、島民は島外の医療機関を利用する機会も多いため、島民が安心してより良い医療サービスが受けられるよう島外医療機関の適切な情報の提供が必要です。東京都の医療機関案内サービス「ひまわり」では電話・ファクシミリで都内の医療機関案内を行っています。パソコンやスマートフォンによるWEBサイトは、令和6年4月1日より厚生労働省による全国の医療情報ネット（ナビイ）に移行しました。こうしたサービスを島民が十分に活用し、必要な医療情報を得ることや、医療機関に対する疑問等を気軽に相談できるようにすることが大切です。医療への信頼を確保するためには、こうした対策をより一層推進する必要があります。

#### 【施策展開の基本方針】

- 患者中心の安全・安心な医療サービスを提供できる基盤づくりを推進します。

#### 【今後の取組】

- 1 医療機関に対して医療安全管理の改善に必要な専門的指導を実施
- 2 患者の安心・医療の安全に役立つ情報を提供

## 〈関係機関等の取組〉

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 病 院 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「病院管理の手引き」、「病院自主管理チェックリスト」、「院内感染対策のための自主管理チェックリスト」などに基づき、医療の安全を確保するための措置や院内感染の防止などの自主的・計画的な推進を図ります。</li> <li>・医療安全体制に関する指針やマニュアルなどの見直しを行うとともに、院内での必要な情報を共有します。</li> <li>・医療に関する安全管理のための委員会において、医療安全に関する情報の収集・分析を定期的に行い、医療事故防止策の立案、職員への周知など、組織的に取り組みます。</li> <li>・研修を計画的に実施し、医療の安全確保と質の向上に向けた職員の意識と知識及び技術の向上を目指します。</li> </ul> |
| 診療所 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所においては、「病院管理の手引き」などを参照して、医療の安全確保のための措置や院内感染の防止などの自主的・計画的な推進を図ります。</li> <li>・医療安全体制に関する指針やマニュアルなどの見直しを行うとともに、診療所内での必要な情報の共有を図ります。</li> </ul>                                                                                                                                                                                 |
| 島 民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な情報を得られるように、主体的に情報収集を行います。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 保健所 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関に対し、定期的、計画的な立入検査を実施し、専門的な視点から具体的な指導を行い、安全確保対策の充実・強化を推進します。</li> <li>・医療機関に対する相談・苦情に、適切に対応します。</li> <li>・医療機関や島民に、医療安全の推進に役立つ情報を提供します。</li> </ul>                                                                                                                                                                          |